

一、天労働階級者の生活上飲酒の能ハスル事、未國若シキ
 ハ富庶家ノ飲酒、對シテ取締得ルニ労働階級、對シテ遠慮
 ナキ制裁ヲ加フルトノ非難アリ。北部諸州ノ富庶家中ニ國境
 ヲ越ヘテ加奈大ニ到リ飲酒ニテ飲ルモノアリ、酒ハ飲マサル
 且取モ可トスルモ、貧富公平ニ取締ル能ハル場合於テ階
 級意識ヲ強フルコトハ他山ノ石トシテ考スベキト認メタリ
 十五、戦國、於テ將來起ルべき大問題ハ地主トシテ作人トノ爭議
 ナリト考テ、現在於テ男子工業労働者モ屋外労働者モ多ク
 在御軍人ナリ、若シ是ニカ作人ヲ加フルニハ、在御軍人全部ヲ
 含むコトナリ、現役兵ノ志想ヲ動搖セシムル到ル、自今治安除
 一、調査セシ處ニヨリ、這般ノ神戸労働爭議、於テ警戒メ
 出張セシ下士卒ノ心裡伏能ハ事實、於テ労働者側、加擔
 シ居シリ、